

岩手県地震・津波減災対策検討会議
報告書

令和 5 年 8 月

岩手県地震・津波減災対策検討会議

目 次

第1章 はじめに	1
1. 1 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策に係る国及び県の動き	1
1. 1. 1 国の動き	1
1. 1. 2 県の動き	1
1. 2 「岩手県地震・津波減災対策検討会議」設置の目的	2
1. 3 検討の経過	3
第2章 東日本大震災津波における沿岸市町村の対応状況や課題等の再検証	4
2. 1 再検証等を実施する項目	4
2. 2 項目ごとの再検証等の結果	4
2. 2. 1 検証項目1 「通信・情報」	4
2. 2. 2 検証項目2 「避難行動」	6
2. 2. 3 検証項目3 「避難所運営」	7
2. 2. 4 検証項目4 「物資の備蓄・支援」	9
2. 2. 5 検証項目5 「非常用電源の整備状況と実態（通信以外）」	11
2. 2. 6 検証項目6 「燃料確保」	12
2. 2. 7 検証項目7 「広報活動」	13
2. 2. 8 検証項目8 「インフラの被害状況（通信インフラ以外）」	15
2. 2. 9 検証項目9 「その他」	16
第3章 避難行動要支援者の避難	17
3. 1 避難行動要支援者の避難行動支援の概要	17
3. 1. 1 災害対策基本法	17
3. 1. 2 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針	17
3. 1. 3 避難行動要支援者名簿の作成	18
3. 1. 4 個別避難計画の作成	18
3. 2 津波における避難行動要支援者の避難行動支援に係る検討の進め方	19
3. 2. 1 津波浸水想定区域に居住する避難行動要支援者の把握	19
3. 2. 2 個別避難計画の作成の優先度	19
3. 2. 3 津波の特性を踏まえた個別避難計画の作成	20
3. 2. 4 津波避難に係る個別避難計画の参考様式の検討	20
3. 2. 5 個別の状況に応じた対応策の検討	21
3. 3 避難支援に係る地域住民等への理解促進	21
第4章 自動車避難のルール	22
4. 1 これまでの津波避難に係る教訓を踏まえた避難のあり方	22
4. 2 国の計画等における自動車避難の位置付け	22
4. 2. 1 中央防災会議「防災基本計画」	22
4. 2. 2 国家公安委員会「交通の方法に関する教則」	24

4. 3	中央防災会議 防災対策推進検討会議における検討内容	25
4. 3. 1	津波避難対策検討ワーキンググループ「自動車で安全かつ確実に避難できる方策」	25
4. 4	本県における津波避難のあり方について	25
4. 5	津波避難における自動車の利用についての検討	26
4. 5. 1	自動車避難の検討をせざるを得ない地域、自動車避難が適さない地域の条件整理	26
4. 5. 2	自動車避難をせざるを得ない場合における道路利用のルールの整理	28
4. 5. 3	地震発生後の避難に向けた道路の安全性の向上	28
4. 5. 4	通過交通や例外的に自動車避難を行う場合について各地域で明確化	29
4. 5. 5	ドライバーを中心とした普及啓発や教育を充実	30
4. 5. 6	自動車による避難の検討に係る関係機関との連携・周知	30
4. 5. 7	自動車を使った避難訓練の実施に係る留意点等	31
第5章	津波避難ビルの指定	32
5. 1	津波避難ビルの位置付け	32
5. 2	津波避難ビルへの避難者	32
5. 2. 1	津波避難ビル等への避難の対象者の把握（例）	32
5. 3	津波避難ビルの構造条件	33
5. 3. 1	耐震条件	33
5. 3. 2	津波に対する安全な構造	33
5. 3. 3	津波防災地域づくり法及び改正災害対策基本法施行前から指定されている津波避難ビル等の取扱い	34
5. 4	民間施設の避難場所等の指定に係る留意点	35
5. 4. 1	ビル管理者との協定の締結	35
5. 4. 2	その他の留意点	36
5. 5	津波避難ビルまでの避難経路の設定に係る留意点	36
5. 6	津波避難ビルに整備すべき備品	37
5. 7	その他	37
第6章	おわりに	38

第1章 はじめに

1.1 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策に係る国及び県の動き

1.1.1 国の動き

- 国は、中央防災会議防災対策実行会議の下に「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」を設置し、各地域の特性を踏まえた最大クラスの地震による被害想定及び具体的な防災対策を検討し、令和3年12月21日に被害想定を公表した。予防対策、応急対策、復旧・復興対策を含めた防災対策については、令和4年3月22日に公表した。
- また、令和4年9月には、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成16年法律第27号）に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い津波が発生した場合において、特に著しい津波災害が生ずるおそれがあり、津波避難対策を特別に強化すべき地域である特別強化地域に、本県沿岸12市町村を指定した。

1.1.2 県の動き

- 令和3年12月に国が公表した被害想定を受け、県では、「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年法律第123号。以下「津波防災地域づくり法」という。）に基づき、日本海溝・千島海溝モデルに、東北地方太平洋沖地震、明治三陸地震及び昭和三陸地震の断層モデルを加えた本県最大クラスの津波浸水想定を令和4年3月に公表した。
- この本県最大クラスの津波浸水想定を踏まえ、市町村ごとの津波被害の具体的な想定に加え、地域ごとの効果的な減災対策の検討をはじめ、住民の防災意識の啓発など、本県の今後の津波防災対策における減災対策の基本的方向性や課題を示した「岩手県地震・津波被害想定調査報告書」（以下「被害想定調査報告書」という。）を令和4年9月に公表した。
- 被害想定調査報告書では、三陸・日高沖の日本海溝沿いで、冬の夕方に巨大地震が発生した場合、約7,100人の犠牲者が想定されたところであるが、一方で、避難開始時間の短縮や避難速度の向上、低体温症対策により、犠牲者を大幅に減少させることが可能であることが見込まれるとされた。

犠牲者ゼロを目指すためには、住民の避難意識の向上、低体温症対策の取組のほか、津波避難ビルの指定や避難タワーの整備等によるハード・ソフトの組み合わせによる津波避難対策を講じることが重要であり、具体的な減災対策については、東日本大震災津波で6,254人（令和5年6月30日時点）もの犠牲者が生じた教訓を基に、国、県、市町村など様々な主体が作成した「東日本大震災津波に関する検証報告書」等で示されている課題を踏まえ、県、市町村が一体となって検討し、住民や防災関係団体等とともに減災対策の取組を進めていくこととした。

1.2 「岩手県地震・津波減災対策検討会議」設置の目的

- 被害想定調査報告書を踏まえ、今後発生が予想される本県最大クラスの地震・津波における犠牲者ゼロを目指すため、津波避難に係る市町村に共通する課題等について、具体的な減災対策の検討を行うことを目的として、令和4年11月、県と沿岸12市町村による「岩手県地震・津波減災対策検討会議」（以下「検討会議」という。）を立ち上げた。

1.3 検討の経過

(1) 第1回検討会議（令和4年11月29日）

減災対策検討部会（以下「検討部会」という。）の設置による検討体制と、東日本大震災津波の教訓を未来に繋げるために取り組むべき減災対策を検討していくことを決定した。

検討会議の検討体制

	検討会議	検討部会
構成	沿岸市町村の防災所管室課の長 及び県防災課総括課長	沿岸市町村の防災担当者 及び県防災課防災危機管理担当課長
役割	検討部会が作成した素案に基づく 具体的な減災対策の検討	具体的な減災対策の素案作成

(2) 第2回検討会議（令和5年3月28日）

検討部会によるこれまでの検討内容を報告するとともに、今後の検討に当たっては、多くの市町村が共通して問題意識を持っている項目に絞って深堀りをしていくこととした。

① 検討部会によるこれまでの検討内容の報告

平成24年2月に県がとりまとめた「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書」の検討項目に基づく沿岸各市町村の対応状況や課題の再検証を行った結果を報告した。

② 今後の検討項目について

- ・ 自動車避難のルールについて
- ・ 避難行動要支援者の避難について
- ・ 津波避難ビルの指定について

(3) 第3回検討会議（令和5年8月21日）

検討部会で検討した減災対策を盛り込んだ報告書を取りまとめた。

報告書に基づき、県は、市町村の津波避難計画策定の手引きとなる「津波避難計画策定指針」や「岩手県地域防災計画」の見直しを進めることとし、沿岸市町村は、地域の実情に応じた津波避難計画の改訂を進めるとともに、住民参加型の避難訓練等により、計画の実効性向上の取組を進めることとした。

また、減災対策の取組については、今後も県と沿岸12市町村が一体となって個別事案の検討や情報共有を行っていくことを確認した。

【参考】検討部会開催状況

令和4年度第1回検討部会※（令和5年2月17日） ※会場：宮古地区合同庁舎

第2回検討部会（令和5年3月20日）

令和5年度第1回検討部会（令和5年6月20日）

第2回検討部会（令和5年7月13日）

第3回検討部会（令和5年7月20日）

第4回検討部会（令和5年8月2日）

第2章 東日本大震災津波における沿岸市町村の対応状況や課題の再検証等

2.1 再検証等を実施する項目

平成 24 年 2 月に県が取りまとめた「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書」で検証を行った 21 項目のうち、下記の 9 項目について再検証することを令和 5 年 2 月の検討部会において決定し、沿岸各市町村の現在の対応状況や課題の再検証を行った。

- ・ 「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書」において、県地域防災計画の見直しに資するため特に重要と位置付けられた 6 項目（★印の項目）
- ・ 上記 6 項目との関連性が高い 2 項目（☆印の項目）
- ・ その他の項目

また、今後想定される巨大地震・津波への対応について、この 9 項目に関して新たな課題の抽出も行った。

「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書」の検証項目

（★☆：今回、再検証等を行った項目）

①通信・情報★	⑫インフラの被害状況（通信以外）★
②避難行動★	⑬孤立地域の発生
③避難所運営★	⑭消火活動
④物資の備蓄・支援★	⑮遺体処置
⑤非常用電源の整備状況と実態（通信以外）★	⑯ボランティア
⑥県災害対策本部の体制と活動	⑰後方支援体制
⑦人命救助	⑱被災した市町村の行政機能
⑧燃料確保☆	⑲他都道府県等からの応援
⑨医療活動	⑳がれきの撤去・処理
⑩人的・物的被害の集約	㉑仮設住宅
⑪広報活動☆	

2.2 項目ごとの再検証等の結果

2.2.1 検証項目1「通信・情報」

(1) 東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書における検証

東日本大震災津波の発災直後、大規模停電、非常用電源の浸水や通信設備の損壊・流失などにより情報通信機能が不全となり、沿岸市町村等との通信が途絶し、被害状況や救助要請、支援物資要請等の情報収集が困難になった。県災害対策本部各地方支部

等とは、配備してあった衛星携帯電話を利用して通信を確保した。沿岸市町村とは、情報通信事業者の協力により衛星携帯電話を届け、通信が可能となった。

また、被災者への災害情報の提供や、県民等への安否情報の提供に支障を来す場面もあった。

① 問題点

- ・ 沿岸市町村等との通信が途絶したこと。
- ・ 被災者への災害情報提供が困難であったこと。
- ・ 県民等の安否確認が困難であったこと。

② 課題・改善の方向

- ・ 災害時における通信システムの確保
- ・ 防災行政無線以外の伝達手段確保
- ・ 複数の情報提供手段の活用

③ 防災対策への反映

- ・ 通信施設等の津波流失対策、迅速な復旧手段の確保
- ・ 情報通信事業者との協力体制の構築、衛星携帯電話等の配備、複数通信手段使用訓練の実施
- ・ 報道機関との連携やインターネットの活用

(2) 市町村の再検証結果に基づく検討部会でのとりまとめ（主な対応状況と課題）

ア 東日本大震災津波の教訓を踏まえた市町村の対応状況と課題

主な対応状況	課 題
通信施設等の津波流失対策、迅速な復旧手段の確保	
・ 災害に強い防災連携システムを整備した。 ・ 津波浸水想定区域外へ消防防災センターを設置した。 ・ 市庁舎に自家発電及び太陽光発電設備を整備して非常用電源を確保した。 ・ 津波浸水時の代替庁舎に簡易放送設備を整備した。 ・ 停電時に備え非常用発電機及びバッテリーを整備した。	・ システムの維持管理
情報通信事業者との協力体制の構築、衛星携帯電話等の配備、複数通信手段使用訓練の実施	
・ 衛星携帯電話や衛星FAXを配備した。 ・ 防災行政無線の放送内容を電話(無料)で聞き直せるサービスを整備した。 ・ 小中学校へ双方向の防災行政無線設備を整備した。 ・ 避難所のほか、消防屯所、漁協、福祉施設、水産加工会社へ個別受信機を設置した。 ・ 防災行政無線難聴地域へ屋外拡声子局を増設した。	・ 次世代衛星システムへの移行 ・ 個人向け双方向情報体制の整備

報道機関との連携やインターネットの活用	
・緊急速報メールにより情報伝達できるようにした。 ・メディアへの定例的な情報提供を行うこととした。	・SNS等を活用した防災情報の提供 ・メール配信システムの老朽化

イ 今後想定される巨大地震・津波への対策に係る新たな課題

課 題
・新たな津波浸水想定により役場庁舎が浸水した際の住民への情報提供等の環境整備

2.2.2 検証項目2「避難行動」

(1) 東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書における検証

気象庁は、東北地方太平洋沖地震発生から3分後、岩手県に津波警報（大津波）、予想される津波の高さを3mと発表したが、以降、15時14分には6m、15時30分には10m以上へ上方修正された。

この発表をもとに、主に沿岸地区の住民は、徒歩や自動車などの避難手段により避難行動を開始。発災から40分後の15時26分に、宮古市の気象庁の観測施設において、8.5m以上の津波を観測する等、県内沿岸に津波が押し寄せた。多数の犠牲者が発生したが、その死因のうち92.4%が溺死（平成23年4月1日現在）であった。

津波の浸水域について見ると、県が平成16年に実施した「岩手県地震・津波シミュレーション及び被害想定調査」の予測を超えて津波が到達した地域があり、市町村が指定した一時避難所（場所）460か所のうち、84か所で浸水があった。

また、水門・陸こう閉鎖や避難誘導に当たった消防団員や警察官が数多く犠牲となり、避難支援等の在り方についても大きな課題が浮き彫りとなった。

① 問題点

- ・ 従前の津波想定、避難計画による対応に限界があったこと。
- ・ 避難支援従事者が犠牲になったこと。

② 課題・改善の方向

- ・ 最大クラスの津波を想定した避難計画の策定
- ・ 消防団員等の連絡手段確保、遠隔操作水門等の設置推進

③ 防災対策への反映

- ・ 最大クラスの津波を想定した避難計画の策定（津波浸水想定区域の内外にかかわらず、住民等の避難を軸とする計画とするよう配慮）
- ・ 避難誘導のルール化

(2) 市町村の再検証結果に基づく検討部会でのとりまとめ（主な対応状況と課題）

ア 東日本大震災津波の教訓を踏まえた市町村の対応状況と課題

主な対応状況	課 題
最大クラスの津波を想定した避難計画の策定	
・ 東日本大震災津波クラスの津波を想定した避難計画を策定した。 ・ 指定緊急避難場所、指定避難所の見直しを行った。 ・ 津波ハザードマップや避難マニュアルを作成し、配布した。 ・ 東日本大震災津波クラスの津波を想定した避難訓練を実施した。 ・ 非常用持出袋の準備等による住民の避難意識向上に係る普及啓発を実施した。 ・ 避難誘導標識、ソーラー式避難誘導灯等を整備した。	・ 避難訓練の参加率の向上 ・ 未完成の水門の早期整備
避難誘導のルール化	
・ 避難行動要支援者の避難計画（個別避難計画）を策定した。 ・ 消防団、民生委員等の避難誘導者の避難行動ルールを策定した。	・ 一部市町村で個別避難計画が作成途上 ・ 観光客や外国人の避難誘導

イ 今後想定される巨大地震・津波への対策に係る新たな課題

課 題
・ 新たな津波浸水想定に対応した津波避難計画の改訂と指定避難所の確保 ・ 津波避難ビルの指定に係る耐浪診断等の調査 ・ 津波避難対策にハード・ソフト両面で取り組む市町村への財政支援 ・ 自動車避難の必要性やルールの検討

2. 2. 3 検証項目3「避難所運営」

(1) 東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書における検証

東日本大震災津波においては、多数の住民が避難を余儀なくされ、発災初期には多くの孤立地域が発生した。また、市町村があらかじめ指定した避難所の受入人員を大幅に超える避難者が発生したため、指定避難所以外の避難所及び被災した住宅等の避難者が存在し、市町村においては、避難者の実態把握が困難を極めた。

市町村の庁舎や市町村の職員も被災し、行政機能が麻痺している状況にあり、避難所運営に必要なスタッフが不足した。そのため、避難所の把握や避難者のニーズの把握、給食、給水、入浴支援等の多くを被災現場で活動している自衛隊が担うことになった。避難所となった学校においては、多くの教職員、児童生徒も、避難所運営や避難者への対応等を担うこととなった。

また、時間経過に応じて避難者のニーズも多種・多様化した。

① 問題点

- ・ 避難者支援に不十分な面があったこと（情報伝達・物資支援等）。
- ・ 避難所の運営・管理に不十分な面があったこと（スタッフ不足等）。

② 課題・改善の方向

- ・ 避難所の環境整備
- ・ 被災市町村のバックアップ体制の確立
- ・ 避難所運営全般に係る体制整備

③ 防災対策への反映

- ・ 指定避難場所等の見直し
- ・ 避難生活の長期化に応じた入浴施設等の整備
- ・ 避難所運営訓練の実施
- ・ 避難所運営・管理マニュアルの作成

(2) 市町村の再検証結果に基づく検討部会でのとりまとめ（主な対応状況と課題）

ア 東日本大震災津波の教訓を踏まえた市町村の対応状況と課題

主な対応状況	課 題
指定避難場所等の見直し	
・ 在宅避難者への支援体制を構築した。 ・ 民間宿泊施設と災害時の支援協定を締結した。 ・ 避難所を増設した。	・ 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた新しい避難の在り方の検討 ・ 在宅避難者、車中泊避難者への対応
避難生活の長期化に応じた入浴施設等の整備	
・ 長期避難に対応した防災センターを整備した。 ・ 感染症対策やプライバシー確保対策、防寒対策等に必要な避難所備蓄品を整備した。	・ 感染症対策やL G B T Qなど、多様化するニーズへの対応
避難所運営訓練の実施	
・ 避難所運営研修会を実施した。 ・ 避難訓練において避難所運営訓練を実施した。	・ 役場庁舎の浸水による職員避難を想定した避難所開設 ・ 自主防災組織等の地域住民と連携した避難所運営訓練の実施
避難所運営・管理マニュアルの作成	
・ 避難所開設・運営マニュアルを作成した。 ・ 避難所運営人員の確保に向けた県内外の自治体との災害時応援協定を締結した。	・ 一部市町村で避難所運営マニュアルが未整備

イ 今後想定される巨大地震・津波への対策に係る新たな課題

課 題
・避難者数の増を踏まえた広域避難の検討 ・冬季の避難を考慮した避難所の環境整備

2. 2. 4 検証項目4「物資の備蓄・支援」

(1) 東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書における検証

東日本大震災津波においては、多い時期には5万人を超える避難者がいたことから、大量の支援物資が必要となった。一方で、沿岸市町村の中心街が壊滅的な被害を受け、市町村内で物資を調達することが困難となったことから、内陸地域からの物資供給を必要とした。

県では、発災当初、被災状況を想定して支援物資の調達を開始したが、通信が途絶し、避難者のニーズはもちろんのこと、避難者がどこに避難しているのかさえ把握が困難であったことや、道路の寸断、市町村職員の被災等により、被災地側の受入が整わなかったこと、高速道路の通行止め等による全国的な物流の停止、燃料の不足、被害が広範囲にわたり、避難者が指定避難所以外の施設に分散したこと等の理由によって、食料や毛布等を速やかに避難者に提供することが困難であった。このことから、食料、水、毛布、薬等を自衛隊車両や消防・自衛隊のヘリコプターで被災地に輸送した。

その後、避難所の状況や避難者のニーズに応じて、様々な物資の供給を行う体制としたものの、市町村機能が低下している中でのニーズ把握は困難を極めた。避難所からのニーズの聞き取りなど、自衛隊の協力も得ながら、避難所への物資輸送を行ったが、希望する物資が避難者の手元へ届くまでにタイムラグが生じた。

全国の企業、ボランティア団体、個人、外国、国や他の自治体から大量かつ様々な支援物資の提供を受け、被災地に対する大きな支援となったが、発災当初は、被災地になかなか届けることができない状況であった。また、物流が回復した後は、全国からニーズをはるかに上回る支援物資が到着し、新たな倉庫の確保等、物資管理に係る様々な問題が生じた。

① 問題点

- ・ 発災当初、水、食料、毛布等の物資が不足したこと。
- ・ 物資ニーズ把握が困難であったこと。
- ・ 物資集積、輸送等が非効率であり、混乱が生じたこと。
- ・ 在宅避難者への物資供給が十分ではなかったこと。

② 課題・改善の方向

- ・ 各市町村の備蓄、県の補完備蓄の推進
- ・ 応援職員、ITシステム、ボランティア等の活用による避難所状況の早期把握
- ・ 物資の受入～配送に係る拠点整備

- ・ 在宅避難者の把握
- ③ 防災対策への反映
- ・ 県、市町村の備蓄、家庭・事業所における備蓄推奨
 - ・ 市町村行政機能低下の場合、県は要請を待たずに被災市町村への物資支援を開始
 - ・ 物資集積拠点の確保
 - ・ 発災後早期に在宅避難者の状況やニーズを把握できる体制の構築

(2) 市町村の再検証結果に基づく検討部会でのとりまとめ（主な対応状況と課題）

ア 東日本大震災津波の教訓を踏まえた市町村の対応状況と課題

主な対応状況	課 題
県、市町村の備蓄、家庭・事業所における備蓄推奨	
・ 避難所等に備蓄倉庫を整備した。 ・ 避難所等に食料や日用品の備蓄を行った。 ・ 避難所備蓄品台帳をシステム化した。 ・ 家庭内備蓄の促進に取り組んだ。	・ 計画的な備蓄品の更新と保管期限が切れた備蓄品の処分
市町村行政機能低下の場合、県は要請を待たずに被災市町村への物資支援を開始	
・ 物資の受入・配送拠点を整備した。	・ 一部市町村においてプッシュ型の物資輸送に対応した受入体制が未整備
物資集積拠点の確保	
・ 物資の受入・配送拠点を整備した。 ・ 民間企業等と拠点集積所及び物資の配送について災害時応援協定を締結した。	
発災後早期に在宅避難者の状況やニーズを把握できる体制の構築	
・ 災害ボランティア関係団体連携会議を開催した。 ・ 自主防災組織の災害時の役割を明確化した。 ・ 被災者台帳システムを活用した支援体制を構築した。	

イ 今後想定される巨大地震・津波への対策に係る新たな課題

課 題
・ 新たな津波浸水想定に対応した備蓄食料や備蓄場所の確保

2. 2. 5 検証項目5「非常用電源の整備状況と実態(通信以外)」

(1) 東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書における検証

東日本大震災津波においては、発災直後に電力供給が途絶し、非常用電源を備えた庁舎では、非常用電源により即座に電力を確保したが、非常用電源のない庁舎等では、照明や事務機器の電源を喪失した。電源を確保できない状況の中、避難者を受け入れた庁舎では、ろうソクや反射式ストーブなど電気を使わない資機材で対応に当たった。

また、非常用電源のある庁舎でも、想定を超えて停電状態が続いたため、燃料等の枯渇により電源喪失の危機に陥り、市町村内の建設業者から大型の発電機を借りて対応した市町村もあった。

① 問題点

- ・ 非常用電源の不備等が生じたこと。
- ・ 非常用電源の燃料が不足したこと。

② 課題・改善の方向

- ・ 非常用電源の配備、発電能力の強化
- ・ 非常用電源の燃料備蓄

③ 防災対策への反映

- ・ 避難所及び公共施設等への非常用電源の配備、可搬型発電機の備蓄促進
- ・ 非常用電源の燃料容量の増大と備蓄促進
- ・ 停電時を想定し、非常用電源を使用した訓練の実施

(2) 市町村の再検証結果に基づく検討部会でのとりまとめ（主な対応状況と課題）

ア 東日本大震災津波の教訓を踏まえた市町村の対応状況と課題

主な対応状況	課 題
避難所及び公共施設等への非常用電源の配備、可搬型発電機の備蓄促進	
・ 避難所に非常用発電機を配備した。 ・ 消防屯所に可搬型発電機を配備した。 ・ 市町村庁舎、学校等に太陽光発電設備を設置した。 ・ 市町村庁舎の非常用発電設備を1階から2階に移設した。 ・ 市町村防災行政無線子局のバッテリーを整備した。	・ 発電機等の維持管理、故障対応 ・ 脱炭素社会への移行に対応した太陽光発電等の整備
非常用電源の燃料容量の増大と備蓄促進	
・ 避難所の発電機のための燃料携行缶を配備した。 ・ 長期保存可能（缶詰タイプ）の燃料（ガソリン）を備蓄した。	・ 備蓄燃料を使い切った場合の燃料確保

停電時を想定し、非常用電源を使用した訓練の実施	
・防災訓練時に可搬型発電機や太陽光発電機の操作訓練を実施した。	・市町村職員への非常用発電機の操作訓練

イ 今後想定される巨大地震・津波への対策に係る新たな課題

課 題
・新たな津波浸水想定に対応した発電機の追加配備

2.2.6 検証項目6「燃料確保」

(1) 東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書における検証

東日本大震災津波においては、津波により東北地方の太平洋沿岸に立地している製油所や油槽所が大きな被害を受け、出荷が停止したことに加え、タンクローリーの流出や運送会社の被災による輸送手段の欠如等により、極端な燃料不足が東北地方を中心に発生した。

特に、沿岸被災地域においては、陸前高田市及び大槌町で全てのガソリンスタンドが流出する等、多くのガソリンスタンドが被災し、降雪に見舞われた避難所の暖房用燃料や医療施設の自家発電用燃料、消防、救急等緊急車両用燃料の不足による二次災害の発生も懸念される状況が生じた。さらに、多数の死者の搬送や火葬用燃料まで不足する事態となった。

① 問題点

- ・燃料輸送の途絶により燃料供給に支障が生じたこと。
- ・庁舎に燃料備蓄設備がなかったこと。
- ・燃料不足により災害対応車両の活動に支障をきたす懸念が生じたこと。

② 課題・改善の方向

- ・民間事業者も交えた燃料確保に向けた体制の構築
- ・災害時の燃料供給に係る協定締結
- ・優先給油基準の明確化

③ 防災対策への反映

- ・石油等供給事業者の災害時における活動体制確立、応急対策の実施による燃料の確保
- ・岩手県石油商業協同組合その他業界団体との連携による燃料の確保、国への燃料確保要請の実施
- ・エネルギー関係機関との連絡会議開催による燃料供給に係る連携強化
- ・石油元売業者と自治体間における災害時燃料供給協定の締結
- ・県民に対する緊急車両等への優先給油の事前周知

(2) 市町村の再検証結果に基づく検討部会でのとりまとめ（主な対応状況と課題）

ア 東日本大震災津波の教訓を踏まえた市町村の対応状況と課題

主な対応状況	課 題
石油等供給事業者の災害時における活動体制確立、応急対策の実施による燃料の確保	
・公用車の計画的な給油（半分になったら給油）を実施している。 ・避難所に燃料を備蓄した。 ・ガソリンスタンドとの情報共有を行った。	
岩手県石油商業協同組合その他業界団体との連携による燃料の確保、国への燃料確保要請の実施	
・漁協との燃料融通協議を実施した。 ・（一社）岩手県高圧ガス保安協会と災害時におけるプロパンガス設備等資機材の調達協定を締結した。	
エネルギー関係機関との連絡会議開催による燃料供給に係る連携強化	
・石油商業協同組合と燃料供給に係る協定締結に向けた打合せを実施した。	
石油元売業者と自治体間における災害時燃料供給協定の締結	
・石油商業協同組合と燃料等調達協定を締結した。	・一部市町村で石油元売業者との災害時燃料供給協定が未締結
優先給油実施の県民への周知	
	・燃料が不足する場合の優先給油の調整

イ 今後想定される巨大地震・津波への対策に係る新たな課題

課 題
・新たな津波浸水想定区域内のガソリンスタンド等が被災した際の対応

2.2.7 検証項目7「広報活動」

(1) 東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書における検証

東日本大震災津波発災直後は、停電等のために県内全域で広報活動が困難となり、また、沿岸市町村では、防災行政無線が被災し、住民に対する一斉広報が困難な状況であった。

避難所における広報についても、掲示やチラシの配布など、利用者に広く周知することが課題となった。

① 問題点

- ・住民に対する一斉周知手段を喪失したこと。

- ・ 市町村を含めたホームページサーバーがダウンしたこと。
- ・ 県内部での役割分担及び連携が不足していたこと。

② 課題・改善の方向

- ・ 防災行政無線の早期復旧及び防災対策
- ・ 住民、避難所利用者等に広く情報を周知する方法、手段の検討
- ・ ホームページやサーバーの災害対策及びアクセス殺到への対策
- ・ 広報に係る組織及び分掌事務の見直し

③ 防災対策への反映

- ・ 防災行政無線が停電に対応できるよう、発電機及びバッテリー等の設置
- ・ 住民及び避難所利用者等に対し広く効果的に情報を周知する方法及び手段の検討
- ・ サーバーの耐震化、アクセス数殺到への対応策、災害時におけるホームページ以外の情報提供方法の検討
- ・ 県災害対策本部支援室の広報班及び広聴広報課の各事務分掌について整理、見直し

(2) 市町村の再検証結果に基づく検討部会でのとりまとめ（主な対応状況と課題）

ア 東日本大震災津波の教訓を踏まえた市町村の対応状況と課題

主な対応状況	課 題
防災行政無線が停電に対応できるよう、発電機及びバッテリー等の設置	
・ 防災行政無線用発電設備を整備した。 ・ 防災行政無線子局にバッテリーを整備した。	・ 長期停電時における防災行政無線等の運用
住民及び避難所利用者等に対し広く効果的に情報を周知する方法及び手段の検討	
・ 緊急速報メールを導入した。 ・ 災害対策本部広報班の強化を実施した。	・ 避難所と災害対策本部の連絡手段の確保 ・ 在宅避難者への広報、情報確認手段の構築
サーバーの耐震化、アクセス数殺到への対応策、災害時におけるホームページ以外の情報提供方法の検討	
・ ホームページ等情報系サーバーを移転した。 ・ ホームページアクセス増加への対応に向けて検索サイト運営企業と協定を締結した。 ・ ホームページの他、SNSを活用した多様な手段での情報発信手段を整備した。 ・ 緊急速報メールを導入した。（再掲） ・ 住基情報等をクラウド管理とした。	・ 一部市町村では防災行政無線以外の伝達手段（SNS等）が確保されていない。

イ 今後想定される巨大地震・津波への対策に係る新たな課題

課 題
・ 防災行政無線の浸水しない高さへの設置

2. 2. 8 検証項目8「インフラの被害状況(通信インフラ以外)」

(1) 東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書における検証

東日本大震災津波は、沿岸部全域に及ぶ大規模災害であり、インフラの被害も甚大かつ広範囲であったことから、復旧に時間を要し、長期間にわたってインフラ不全の状態が続いた。

特に、停電、通信途絶、鉄道及び道路の寸断により災害応急活動の円滑な実施に支障が生じた。また、水道、ガス施設等への被害も同様であり、被災者の避難生活にも多大な影響を与えた。

① 問題点

- ・ 大規模災害による停電、通信途絶に配慮した通信手段が欠如していたこと。
- ・ インフラ事業者間の連携が不足していたこと。
- ・ 復旧工事用燃料が不足したこと。

② 課題・改善の方向

- ・ 災害時優先電話、衛星携帯電話等の複数の通信手段の事前確保
- ・ 県、市町村災害対策本部等の構成員への各インフラ事業者の参画及び復旧工事の予定、進捗状況等についての情報共有
- ・ 各インフラ事業者による備蓄のほか、燃料の調達・確保計画の策定

③ 防災対策への反映

- ・ 衛星携帯電話等複数の通信手段確保
- ・ 総合調整所の活用による情報共有・県災害対策本部へのインフラ復旧チームの設置
- ・ 自家用タンクの設置・燃料関係団体との災害時協定の締結

(2) 市町村の再検証結果に基づく検討部会でのとりまとめ（主な対応状況と課題）

ア 東日本大震災津波の教訓を踏まえた市町村の対応状況と課題

主な対応状況	課 題
衛星携帯電話等複数の通信手段確保	
・ 災害時優先電話や衛星携帯電話を導入した。 ・ 2系統の衛星電話や移動系無線など複数の通信手段を確保した。 ・ 衛星携帯電話による災害時の情報伝達訓	・ 一部市町村では、災害時優先電話、衛星携帯電話を使用した訓練が未実施 ・ 衛星携帯電話等の十分な数の確保と更新 ・ 一つの通信手段しか有していな

練を実施した。	い市町村において、通信が途絶した場合の連絡手段の確保
自家用タンクの設置・燃料関係団体との災害時協定の締結	
・災害発生時の情報共有について東北電力と協定を締結した。 ・応急対策資機材の提供等について、東北電力ネットワーク(株)や(一社)岩手県高圧ガス保安協会との協定を締結した。	一部市町村では、インフラ事業者との災害時における協定が未締結

2.2.9 検証項目9「その他」

「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書」で検証を行った21の検討項目にはない項目について、その他として検証を実施した。

(1) 市町村の再検証結果に基づく検討部会でのとりまとめ（主な対応状況と課題）

ア 東日本大震災津波の教訓を踏まえた市町村の対応状況と課題

主な対応状況	課 題
住民の防災意識の向上	
・東日本大震災津波の教訓の語り部活動を促進した。 ・小・中・高等学校において防災教育を実施した。 ・小学校などで津波防災の出前講座を実施した。	・共助の仕組みづくりと避難行動要支援者の避難計画（個別避難計画）の作成
市町村の津波避難計画の策定等	
・地域防災計画の定期的な見直しを行った。 ・市町村職員や消防団等の安全確保マニュアルを策定し、訓練を実施した。 ・住民等連携会議を設置した。	・協定を締結している民間宿泊施設との訓練の実施
その他	
・避難所での生活が難しい方に対応するため民間宿泊施設との災害時の協定を締結した。 ・災害廃棄物一時集積場の事前選定を行った。	・防災・災害発生時のドローンの活用 ・消防団員の確保

イ 今後想定される巨大地震・津波への対策に係る新たな課題

課 題
・今後想定される巨大地震・津波に対応した防災拠点の整備

第3章 避難行動要支援者の避難

3.1 避難行動要支援者の避難行動支援の概要

3.1.1 災害対策基本法

市町村は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する義務があるとともに、個別避難計画の作成に努める（努力義務）こととされている。

○災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）抜粋

（避難行動要支援者名簿の作成）

第 49 条の 10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第 1 項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

（個別避難計画の作成）

第 49 条の 14 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

3.1.2 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

要介護高齢者や障がい者等の避難行動要支援者や避難支援等関係者※の犠牲を抑えるためには、事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行う必要があることから、国は、そのために留意すべき事項等を取りまとめた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（以下「国の取組指針」という。）を平成 25 年 8 月に公表した。（令和 3 年 5 月最終改定）

※ 「避難支援等関係者」：消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者

3. 1. 3 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿は、「真に避難支援を要する者」の個人特性、家族の存在、地域特性等を把握するために作成することが必要とされている。

また、名簿は、避難支援だけでなく、安否確認や発災後の生活支援、平時における避難意識の啓発や避難訓練に活用することが必要である。

これに当たり、名簿掲載者の同意がある場合又は条例に特別の定めがある場合には、名簿情報を外部提供するものとされている。

○「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月公表、令和 3 年 5 月改定）抜粋

1 制度の概要

(2) 運用状況を踏まえた、求められる改善事項

避難行動要支援者名簿に掲載された情報が地域の避難支援等関係者（消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員、社会福祉長（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条第 1 項に規定する社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施関わる関係者。以下同じ。）にも適切に提供され、災害時に当該情報が活用されるよう、これまでも当該名簿の作成に係る市町村の取組が進められてきた。これにより、避難行動要支援者名簿は、99.2%（令和 2 年 10 月 1 日現在、消防庁調べ）の市町村で作成されている。

しかしながら、「令和元年台風第 19 号を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ（以下「サブワーキンググループ」という。）において、課題として、避難行動要支援者名簿の掲載対象者について、真に避難支援を要する者を正確に把握することができていない場合があることや、災害対応の場面で名簿情報が十分に活用された状況には至っていない場合があること、平時からの名簿情報の提供が進んでいないこと等が示された。また、今後の対応の方向性として、避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職や町内会、自治会など、地域の鍵となる人や団体と連携することや、名簿は避難支援、安否確認、発災後の生活支援等に活用すること、名簿情報の外部提供への同意を避難行動要支援者から得ることに取り組むことが必要であることなどが示された。

3. 1. 4 個別避難計画の作成

- ・ 国の取組指針では、個別避難計画の作成に当たっては、市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に作成されるよう、優先度が高い者から作成することが適当とされている。
- ・ 地域において避難行動要支援者の避難を検討し、個別避難計画の作成につなげていくため、「地区防災計画※」の作成を進めることも有効である。

※ 「地区防災計画」：市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する計画

○国の取組指針 抜粋

計画作成の優先度に関する考え方

個別避難計画は、優先度が高い避難行動要支援者から作成することが適当

＜考慮すべきポイント＞

- 地域におけるハザードの状況（洪水・津波・土砂災害等の危険度の想定）
- 避難行動要支援者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
- 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

令和3年改正法施行後からおおむね5年程度で優先度が高い方の計画作成が完了するように、本年度から作成を始める

3. 2 津波における避難行動要支援者の避難行動支援に係る検討の進め方

3. 2. 1 津波浸水想定区域に居住する避難行動要支援者の把握

市町村は、避難支援等関係者と連携して、津波浸水想定区域などに居住する重度の要介護者や障がい者、人工呼吸器使用者等、自力での避難要否の判断や自力避難が困難な避難行動要支援者の状態等を把握する。

3. 2. 2 個別避難計画の作成の優先度

- ・ 津波避難に係る個別避難計画の作成に当たっては、避難行動要支援者ごとに、次の観点から優先度を判断し、作成を進めていくことが必要である。

① リスクの高い地域の特定

地域におけるハザード（危険度の想定）の状況を踏まえ、津波浸水想定区域や、津波の到達時間までに、避難の必要がない安全な場所に避難することが困難な地域（以下「津波避難困難地域」という。）など、リスクの高い地域を特定

② 支援の必要度の検討

避難行動要支援者の心身の状況などの情報を取得し、避難に当たり、車いすの利用が必要となる者や、歩行補助杖を使用するなど何らかの補助が必要となる者等、それぞれの状況に応じて、どのような支援が必要かを検討

③ 居住実態等の確認

高齢者独居・高齢者のみ世帯等の居住実態のほか、社会的孤立の状況等を確認

- ・ 優先度が高いと判断した場合は、保健・福祉・医療関係者が中心となり、個別避難計画の作成を検討する。
- ・ 優先度が相対的に高くないと判断した場合は、避難行動要支援者本人やその家族、自主防災組織等が個別避難計画の様式に要支援情報等を記入し、市町村で内容の確認を行う。

○国の取組指針 抜粋

〔作成の優先度が相対的に高いと判断した場合〕

作成の優先度が高いと判断⇒市町村が支援し個別避難計画を作成

- 対応の流れ（一例）
- 【Step1】 庁内外における推進体制の整備、個別避難計画の作成・活用方針の検討（共通）
・福祉や医療関係者等の参画を得て、取組を推進するための連絡会議等を開催することが望ましい
 - 【Step2】 計画作成の優先度に基づき対象地区・対象者を選定（共通）
 - 【Step3】 福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義（目的、制度概要、作成の必要性等）や事例を説明
 - 【Step4】 避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明
 - 【Step5】 市町村における本人の基礎情報の収集、関係者との事前調整等
 - 【Step6】 市町村、本人・家族、福祉や医療関係者等による個別避難計画の作成
・福祉や医療関係者等が当事者と避難についての対話、意見交換する
・関係者が一堂に会する地域調整会議を開催することが望ましい
・本人の心身の状況等によっては、本人毛で情報共有、調整を行うことも考えられる
 - 【Step7】 作成したら終わりではなく実効性を確保する取組を実施
・避難支援等関係者への計画の提供、更新、本人の状況等に応じた訓練の実施等を継続的に実施

避難行動要支援者と
保健・福祉・医療関
係者が連携して個別
避難計画を作成

〔作成の優先度が相対的に高くないと判断した場合〕

作成の優先度が相対的に高くないと判断⇒本人・地域が記入し個別避難計画を作成

- 対応の流れ（一例）
- 【Step1】 庁内外における推進体制の整備、個別避難計画の作成・活用方針の検討（共通）
 - 【Step2】 計画作成の優先度に基づき対象地区・対象者を選定（共通）
 - 【Step3】 福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義（目的、制度概要、作成の必要性等）や事例を説明
 - 【Step4】 避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明
 - 【Step5】 本人・地域による個別避難計画の作成
・地区でのマイ・タイムラインや地区防災計画の取組は個別避難計画と相乗効果が期待される
 - 【Step6】 作成した個別避難計画を市町村に提出、市町村が確認
 - 【Step7】 作成したら終わりではなく実効性を確保する取組を実施
・避難支援等関係者への計画の提供、更新、本人の状況等に応じた訓練の実施等を継続的に実施

避難行動要支援者と
地域で個別避難計画
を作成

市町村がチェック

3. 2. 3 津波の特性を踏まえた個別避難計画の作成

津波避難に係る個別避難計画について、市町村は、避難支援等実施者が見つからない場合であっても、救助等の際に必要な当該避難行動要支援者の情報を整理し、避難支援等実施者については、選定次第記入するなど、個別避難計画の作成に努めることが必要である。

3. 2. 4 津波避難に係る個別避難計画の参考様式の検討

津波避難に係る個別避難計画については、避難準備にかかる時間、持ち物リストのほか、避難行動要支援者の「マイ・タイムライン※1」と「地域タイムライン※2」などが記入できる、参考様式を検討していくことが必要である。

※1 「マイ・タイムライン」：災害発生時に住民一人ひとりがとる標準的な防災行動を時系列的に整理したもの

※2 「地域タイムライン」：マイ・タイムラインと同様に、災害発生時に町会・自治会単位で、「いつ」「誰が」「何をするのか」を時系列で整理したもの

3. 2. 5 個別の状況に応じた対応策の検討

市町村は、避難支援等関係者と連携して、津波浸水想定区域内に居住する避難行動要支援者の状況を具体的に把握し、個別の状況に応じた対応策（避難支援等実施者による避難支援や、自動車避難のルール化など）を検討することが必要である。

検討した対応策を個別避難計画に反映し、避難行動要支援者それぞれの支援内容について地域で共有することが必要である。

3. 3 避難支援に係る地域住民等への理解促進

- ・ 市町村及び避難支援等関係者は、避難行動要支援者とその家族などに対し、「災害時に危険な場所に住んでいること」や、「警報レベルごと取るべき行動」などについて周知することが重要である。
- ・ 市町村及び避難支援等関係者は、津波浸水想定区域内に立地する企業・団体等に対し、避難行動要支援者に対する避難支援について理解を深める取組を進めていくことが必要である。そのうえで、避難行動要支援者に対する企業・団体等による支援のあり方を考えていくことも必要である。

第4章 自動車避難のルール

4.1 これまでの津波避難に係る教訓を踏まえた避難のあり方

東日本大震災津波における避難では、被災地全体での自動車の使用率が 57%となっており、多くの人が、時間的猶予がないことや家族と一緒に避難したいとの考えから、自動車による避難を選択している^{※1}。

一方、自動車で避難をした際には、地震による道路被害や落石、停電による信号機の滅灯、路上駐車 of 自動車等によって渋滞の発生や通行が制限されるなど、速やかに避難できなかったケースがあった^{※2}ほか、自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げ、危険な状況となった^{※3}ことが報告されている。

また、令和4年1月16日にトンガ沖火山噴火による津波警報が本県に発表され、沿岸12市町村全てで避難指示が発令された際には、指定避難所に駐車可能台数を超える避難のための自動車が押し寄せ、駐車場に入れない自動車による渋滞が発生した。

このことから、これまでの津波避難に係る教訓を踏まえ、津波からの避難は、あくまで徒歩によることを原則とし、徒歩で津波浸水想定区域外や津波避難ビルに避難することができない避難困難者については、例外として自動車による避難を検討する。

※1※2：中央防災会議防災対策推進検討会議津波避難対策検討ワーキンググループ第5回会合「自動車で安全かつ確実に避難できる方策」資料

※3：「津波避難を想定した避難路、避難施設の配置及び避難誘導について」（平成25年4月、国土交通省都市局街路交通施設課）

4.2 国の計画等における自動車避難の位置付け

4.2.1 中央防災会議「防災基本計画」

防災基本計画は、災害対策基本法第34条第1項の規定に基づき、中央防災会議が作成する、政府の防災対策に関する基本的な計画である。

防災基本計画では、津波発生時の避難について基本的考え方が示されており、「徒歩による避難が原則」であるとし、「やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討すること」、「自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図ること」とされている。

また、消防職団員など避難誘導・支援に当たる者の危険の回避について行動ルール等を定めることとされているなど、避難行動要支援者等の避難に係る支援者の安全確保について示されている。

○ 防災基本計画（令和５年５月３０日修正）抜粋

第４編 津波災害対策編

第１章 災害予防

第５節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

１ 災害発生直前対策関係

(２) 住民等の避難誘導體制

○地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、市町村（都道府県）は、自動車の運転者等に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。

○ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、都道府県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

○市町村（都道府県）は、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直すものとする。

4. 2. 2 国家公安委員会「交通の方法に関する教則」

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 108 条の 28 第 4 項の規定に基づき、道路を通行する者が適正な交通の方法を容易に理解することができるようにするため、国家公安委員会が作成した「交通の方法に関する教則」（最終改正：令和 5 年 3 月 17 日国家公安委員会告示第 25 号）において、車を運転中、又は運転中以外に大地震が発生したときの運転者の措置が示されている。

○ 交通の方法に関する教則（令和 5 年 3 月 17 日改正）抜粋

第 10 章 交通事故、故障、災害などのとき

第 3 節 災害などのとき

3 大地震が発生したとき

大地震が発生した場合、運転者は次のような措置を採るようにしましょう。

(1) 車を運転中に大地震が発生したとき

ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。

エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 車を運転中以外の場合に大地震が発生したとき

ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと。

イ 津波から避難するためやむを得ず車を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意しながら運転すること。

4. 3 中央防災会議 防災対策推進検討会議における検討内容

4. 3. 1 津波避難対策検討ワーキンググループ「自動車で安全かつ確実に避難できる方策」

防災対策推進検討会議・津波避難対策検討ワーキンググループで示された「自動車で安全かつ確実に避難できる方策」では、これまでの災害発生時における自動車避難の状況と今後の検討のポイントが示されている。

	これまでの自動車避難の状況	今後の検討のポイント
1	「平野部」と「リアス部」では自動車避難を行った人の避難距離や避難時間に大きな差があった。地域特性や地形特性により避難行動に違いが生じている可能性がある。	自動車避難の検討をせざるを得ない地域、自動車避難が適さない地域の条件整理
2	地震発生後、渋滞が発生した地域もあり、自動車で避難する際の障害となった。	自動車避難をせざるを得ない場合における道路利用のルールの整理
3	東日本大震災では、地震による路面崩壊や電柱等の道路への倒れこみ、液状化によるマンホールの浮き上がり、停電による信号機の滅灯など自動車通行の支障となる状況が発生した。	地震発生後の避難に向けた道路の安全性の向上
4	津波避難にあたり、比較的多くの方々が自動車を利用しており、その主な理由として、避難に要する時間・避難距離・同行者の存在を挙げている。	通過交通や例外的に自動車避難を行う場合について各地域で明確化
5	これまで「自動車避難を原則禁止、徒歩避難を原則」としてきたが、東日本大震災のほか、平成5年北海道南西沖地震や平成15年十勝沖地震では、多くの方が自動車を使って避難している。	津波避難時の自動車利用に関して、ドライバーを中心に普及啓発や教育を充実

4. 4 本県における津波避難のあり方について

岩手県地域防災計画では、市町村の避難計画の作成に当たっては、「避難手段は原則として徒歩」とし、自動車による避難については、「地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。」としている。

○岩手県地域防災計画（令和5年3月改定）抜粋

第2章 災害予防計画

第5節 避難対策計画

第2 避難計画の作成

1 市町村の避難計画

- 避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難所までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。

4.5 津波避難における自動車の利用についての検討

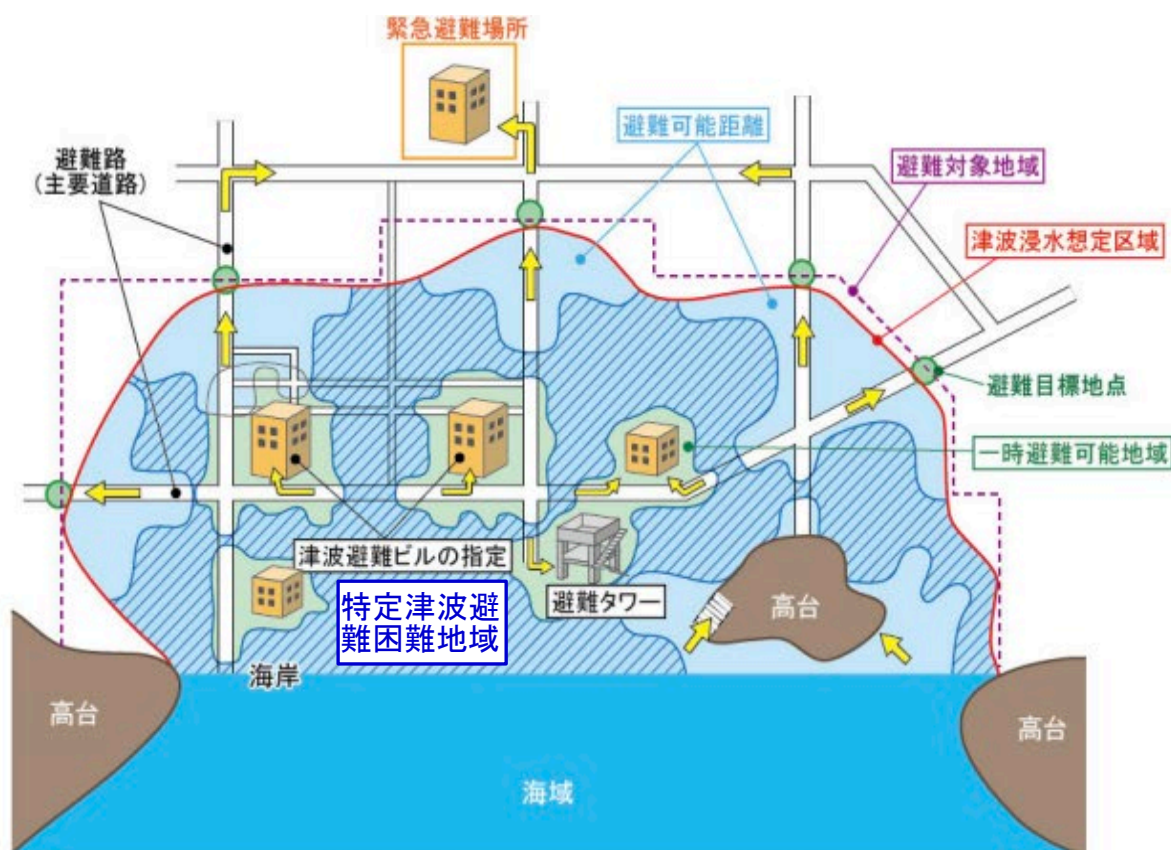
本検討会議において自動車による避難の考え方を検討するに当たっては、前述した防災対策推進検討会議・津波避難対策検討ワーキンググループにおいて検討された5つのポイントごとに整理した。

また、これに加え、「自動車による避難の検討に係る関係機関との連携」や、これまで各市町村が取り組んできた「自動車による避難訓練」の実施状況等を踏まえて、避難訓練実施に係る留意点について検討を行った。

4.5.1 自動車避難の検討をせざるを得ない地域、自動車避難が適さない地域の条件整理

(1) 徒歩避難が困難な地域の特定

- ・ 自動車による避難を検討する際は、津波の到達時間までに安全な場所または津波避難ビルに徒歩で避難することが困難な地域（以下「特定津波避難困難地域」という。）を設定し、自動車による避難の対象者を特定する必要がある。
- ・ また、特定津波避難困難地域の設定に当たっては、津波避難ビルの指定による一時避難が可能となる範囲の確保のほか、避難訓練など住民の避難意識の向上の取組により、避難開始時間を短縮するなど、徒歩での避難可能範囲を広げ、特定津波避難困難地域を極力狭めておくことが重要である。



【特定津波避難困難地域の設定イメージ（国土交通省資料を引用）】

(2) 津波避難困難者数の把握と安全な避難に向けた地域住民への周知

- ・ 自動車による避難を検討する際は、特定津波避難困難地域の設定により自動車による避難の対象となり得る津波避難困難者数及び避難に使用する車両台数を把握のうえ、安全な避難が可能か検討を行う。
- ・ 自動車による避難の対象者を特定した際は、あらかじめ避難経路等について周知するとともに、徒歩避難の対象者にも、自動車により避難を行う者の避難経路等を周知することを検討する。

〔津波避難困難者数の把握（例）〕

① 津波避難困難地域の設定

津波浸水想定に基づき、避難対象地域を自主防災組織や町内会等の単位で設定し、この地域から、津波到達予想時間、避難開始時間及び避難時の歩行速度から求められる避難可能範囲を除くことにより、津波避難困難地域を設定する。

② 津波避難ビルの指定による特定津波避難困難地域の設定

津波避難困難地域から、津波避難ビル等により一時避難が可能となる範囲を除外し、特定津波避難困難地域を設定する。

③ 津波避難困難者数の把握

各種統計情報等をもとに、特定津波避難困難地域の住民・就業者・旅行者等の数を算出する。

(3) 地域の条件を踏まえた対策

- ・ 避難路は、十分な道路幅員が確保されている必要がある。また、避難路の設定に当たっては、冬季の積雪により道路幅員が減少する可能性を考慮する必要がある。
- ・ 旅行客が多く見込まれる地域については、必要に応じて観光関連施設等と連携しながら、旅行客の自動車による避難を想定した避難路の設定や旅行客への周知方法の検討を行う必要がある。
- ・ 特定津波避難困難地域において、渋滞の発生が予測されるなど、自動車による避難ができないと認められる地域については、津波避難タワーの整備など、自動車を使用しない避難方法を検討する。

4. 5. 2 自動車避難をせざるを得ない場合における道路利用のルールの整理

(1) 安全に避難できるルールの整備と住民への周知・徹底

- ・ 自動車が避難する道路と歩行者が避難する道路を区別することや、歩道が整備されている道路を避難路として指定すること等により、自動車が徒歩による避難を阻害しないよう留意する。また、時間経過とともにそのルールが風化することがないよう、避難訓練や広報誌等で継続的に周知・徹底を図る。
- ・ 津波浸水想定区域内での避難誘導に、警察や消防団等の避難支援者が必要とならないような仕組みを検討する。
- ・ 日頃から渋滞が発生する区間など、津波避難時に渋滞が発生することが想定される道路については避難路としない。

(2) 災害時における通行ルール

- ・ 津波が襲来する海側に向かって避難しないこと。
- ・ あらかじめ市町村が自動車による避難先を指定した場合は、その避難先を目指すこと。
- ・ 避難車両の事故や停電による信号機の滅灯等によって渋滞が発生した際には、後述する 4. 5. 4(1)「発災時における通行中の自動車の取扱い」により、徒歩避難に速やかに移行すること。

(3) 自動車避難による避難先の環境整備

自動車利用の避難場所として指定した指定避難所等には、十分な広さの駐車場が確保されている必要がある。

4. 5. 3 地震発生後の避難に向けた道路の安全性の向上

(1) 地震発生後にも自動車が走行可能となるような安全対策の推進

- ・ 道路の損壊や落石、路上駐車の上の自動車の存在が通行の障害となることから、十分な

道路幅員が確保されている必要がある。

- ・ 避難経路に橋梁が存在する場合は、落橋防止対策が講じられている必要がある。
- ・ がけ崩れの危険性のある箇所を回避した避難経路の設定や、避難経路沿道のがけ崩れ対策などを実施する。

(2) 標識等による避難誘導対策の推進

- ・ 円滑な自動車による避難を可能とするため、自動車からも認識できる津波避難誘導標識等を整備する必要がある。
- ・ 自動車による避難をせざるを得ない地域や、徒歩避難と自動車による避難が混在する地域においては、駐車車両や津波避難に伴う放置車両等が避難の妨げになる可能性もあるため、津波避難道路であることを周知する標識等を整備し、通行の妨げにならないように平時から周知することが重要である。

(3) 新規道路建設時や道路改良時における津波避難への留意

市町村の津波避難計画を道路管理者と情報共有し、新規に道路建設を行う場合や道路改良等を行う場合には、必要に応じて高台方向に向かう車線の拡幅など、津波避難時の混雑緩和等も念頭に置いた検討を行う必要がある。

4. 5. 4 通過交通や例外的に自動車による避難を行う場合について各地域で明確化

(1) 発災時における津波浸水想定区域内を走行中の自動車の取扱い

- ・ 可能な限り道路外へ駐車し、徒歩避難とする。
- ・ やむを得ず自動車を道路上に置いて避難する場合は、緊急車両等の通行の妨げとならないよう、交差点を避け、道路の左側端に寄せ、エンジンを切り、窓を閉め、ドアロックをせずにエンジンキーを付けたままとする。

(2) 避難行動要支援者の避難

- ・ 津波浸水想定区域内の避難行動要支援者のうち徒歩による避難が困難な者や、避難支援等実施者については、自動車による避難を可能とする。
- ・ 避難行動要支援者の避難に使用する車両については、要支援者の避難車両であることが明記されたマグネットシート等を避難時に貼り付けるなど、一般車両と区別するための方策が必要である。

→ 一般車両と区別するための方策については、今後、県と沿岸市町村で検討することとする。

(3) 自動車による避難を可能とする者の特定と地域における合意形成の場の整備

津波ハザードマップや津波避難計画等に特定津波避難困難地域を明示するとともに、自動車による避難を可能とする者を特定するなど、地域全体の合意形成を図る。

4. 5. 5 ドライバーを中心に普及啓発や教育を充実

(1) 津波浸水想定区域内の住民への防災教育の実施

- ・ 避難訓練や地域説明会等を通じて、徒歩避難の原則の徹底と例外となる自動車避難の設定の考え方等について周知する必要がある。
- ・ 津波避難は、命を守るための避難行動であり、「動産」としての自動車を津波浸水想定区域外に移動するための自動車避難は行わないよう、周知することが重要である。

4. 5. 6 自動車による避難の検討に係る関係機関との連携・周知

(1) 警察との協議・調整

- ・ 避難路の設定や道路への津波避難誘導標識等の整備に当たり、警察から必要なアドバイスを得ることを検討する。
- ・ 避難訓練の実施に当たっては、訓練立案段階から警察に相談し、安全を確保する必要がある。

(2) 道路管理者との協議・調整

- ・ 道路への津波避難誘導標識等の整備に当たり、道路管理者に対し、道路法に基づく協議を実施する。
- ・ 道路管理者により、新規に道路建設が行われる場合や道路改良等が行われる場合には、必要に応じて高台方向に向かう車線の拡幅等について協議を実施する。

(3) 観光関連施設との連携

- ・ 観光関連施設の協力を得て、旅行客に対する災害発生時の避難行動の周知を行うことが重要である。
- ・ 避難訓練の実施に当たっては、旅行客の訓練参加について協力を得ることが重要である。

(4) 要配慮者利用施設等の連携

津波浸水想定区域内の社会福祉施設など要配慮者利用施設等については、個別の避難計画を作成する際に、自動車の利用も含めた避難を検討する必要がある。

(5) 事業者との連携

特定津波避難困難地域に存在する事業者に対し、自動車による避難方法の周知徹底を行う必要がある。

4. 5. 7 自動車による避難訓練の実施に係る留意点等

(1) 避難訓練の実施に係る留意点

- ・ 訓練を実施する際は、事前に警察と情報共有し、必要な調整を図ること。
- ・ 事前に避難先を周知しておくこと。
- ・ 夜間における電源喪失や道路の損傷など、訓練の際には再現できないリスクがあることを周知すること。
- ・ 車両の事故や渋滞が発生した際の、徒歩避難への速やかな移行も想定すること。
- ・ 非常時には、通常時にも増して安全運転を心掛ける必要があることを周知すること。

(2) その他

- ・ 避難訓練後には、訓練の振り返りを行い、必要に応じて自動車による避難のルールの見直しを行う。
- ・ 旅行客の流入など、安全に避難訓練を実施できないと認められる場合は、シミュレーション等による検証の実施を検討する。
- ・ 避難訓練の記録に当たっては、ドローンを活用するなど、広範囲に映像等を記録することが有効である。
- ・ 日頃から住民の防災意識を高め、避難訓練の参加率を上げることが重要である。
- ・ 今後、それぞれの市町村で実施した自動車を使った避難訓練の結果について情報共有を行い、県と沿岸市町村が一体となって実効性のある津波避難対策を策定していくことが重要である。

第5章 津波避難ビルの指定

5. 1 津波避難ビルの位置付け

津波避難ビルは、津波による被害が想定される地域の中でも、地震発生から津波到達までの時間的猶予や、地形的条件等の理由により、津波の到達時間までに、津波避難困難地域に対し、やむを得ず適用される緊急的、一時的な避難施設である。

津波避難ビルの指定に当たって認識しておくべき最も重要な点は、緊急的、一時的であろうと、津波によって生命の危険に晒される事態を免れる可能性の高い手段を、地域内に少しでも多く確保していくという姿勢である。

また、緊急時に津波避難ビルとして機能するためには、本来は避難施設として想定していない施設を活用するケースが多いこと、事態が非常に切迫した災害初動期に活用するものであること等を勘案し、利用・運営体制をあらかじめ十分に強化しておくことが重要である。

さらに、発災時の速やかな避難のためには、津波避難ビル等の検討段階から、地域住民等が積極的に参画することが重要である。

5. 2 津波避難ビルへの避難者

5. 2. 1 津波避難ビル等への避難の対象者の把握(例)

津波避難困難地域を設定し、津波避難困難者数を把握する。

(1) 津波避難困難地域の設定

津波浸水想定に基づき、避難対象地域を自主防災組織や町内会等の単位で設定し、この地域から、津波到達予想時間、避難開始時間及び避難時の歩行速度から求められる避難可能範囲を除くことにより、津波避難困難地域を設定する。

〔避難可能範囲の検討に当たっての留意事項〕

- ・ 徒歩での避難が原則
- ・ 津波の方向に向かっての避難は行わない
- ・ 地図上での想定だけでなく、避難訓練等の実施により精度を高めることが重要

(2) 津波避難困難者数の把握

- ・ 各種統計情報等をもとに、津波避難困難地域の住民・就業者・観光客等の数を算出する。
- ・ 津波避難ビルの想定収容人数の算定に当たっては、「1人/m²」を目安とする。

5. 3 津波避難ビルの構造条件

5. 3. 1 耐震条件

津波避難ビルは、「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件」（平成 23 年 12 月 27 日国土交通省告示第 1318 号）第 2 の規定により「耐震診断を行った結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられること」とされている。（いわゆる「新耐震基準」に適合することでも可）

○津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件（平成 23 年 12 月 27 日国土交通省告示第 1318 号）

第 2 施行規則第 31 条第 2 号に規定する地震に対する安全上地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に準ずる基準は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 4 条第 2 項第 3 号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に定めるところにより耐震診断を行った結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられることとする。

5. 3. 2 津波に対する安全な構造

津波避難ビルは、津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成 23 年国土交通省令第 99 号）第 31 条第 1 号の規定により、「津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全なものとして国土交通大臣が定める構造方法を用いるものであること」とされている。

大臣が定める構造方法を用いるものであることを確認する方法として、以下が考えられる。

- ① 津波避難ビル等の構造上の要件の解説（平成 24 年 3 月国総研資料第 673 号）「2 章 津波避難ビル等の設計例」に記載された構造計算の方法
- ② 許容浸水深表による津波に対する安全性を確かめる方法について（令和 3 年 3 月 30 日付け事務連絡。以下「事務連絡」という。）の許容浸水深表の適用
- ③ 事務連絡「別紙 鉄筋コンクリート造建物の許容浸水深の算定方法」に記載された構造計算の方法
- ④ その他の方法

→ 構造計算の実施に当たり、津波に対する安全な構造の建物の事例や、水深係数の具体的考え方については、引き続き検討のうえ、情報共有する。

○津波防災地域づくりに関する法律施行規則

(指定避難施設の技術的基準)

第31条 建築物その他の工作物である指定避難施設に関する法第56条第1項第1号の国土交通省令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全なものとして国土交通大臣が定める構造方法を用いるものであること。
- (2) 地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定又は地震に対する安全上これらに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

5.3.3 津波防災地域づくり法及び改正災害対策基本法施行前から指定されている津波避難ビル等の取扱い

(1) 津波避難ビル等を活用した避難防災対策の推進について（技術的助言）（平成29年7月5日付）への位置付け

内閣府の「津波避難ビル等を活用した避難防災対策の推進について（技術的助言）」では、津波防災地域づくり法の施行や、指定緊急避難場所の規定が追加された災害対策基本法の改正前から指定されている津波避難ビル等の取扱いについて方向性が示されている。

○津波避難ビル等を活用した避難防災対策の推進について（技術的助言）

4. 既に指定された津波避難ビル等の取扱いについて

津波防災地域づくり法及び改正災害対策基本法の施行前から既に指定されている津波避難ビル等については、現在の、津波防災地域づくり法の指定避難施設の要件等を参照の上、改めてその活用について検討をお願いします。

その結果、要件等に合致せず施設の安全性の確保ができない場合には、該当する施設の指定の解除や求められる安全性の確保のための改修等について検討をお願いします。要件等に合致しない施設について、やむを得ず津波避難ビル等としての指定を継続するような場合には、地域住民等に対し、同施設の抱える課題について正しく周知し、可能な限り指定緊急避難場所等のより安全な施設への早期避難を行うよう普段からの呼び掛けをお願いします。

(2) 検討会議での検討について

- ・ 津波防災地域づくり法の指定避難施設の要件※を参照し、要件等に合致せず施設の安全性が確保できない場合は、「指定緊急避難場所等の指定の解除」又は「安全性確保のための改修等」を行うことを基本とする。
- ・ また、津波からの避難に当たっては、津波によって生命の危機に晒される事態を逃れる可能性の高い手段を、地域内に少しでも多く確保することが重要である。

このことから、基準水位（津波浸水想定に定める浸水深に、建築物等の衝突によるせき上げ高さを考慮した水位）以上の高さがあり、津波の発生時に住民に開放することが可能なビルについては、津波避難ビルとしての指定はしないものの、その場所や構造等について、あらかじめ把握することについて検討する。

※ 「津波防災地域づくり法の指定避難施設の要件」：国交省の技術的基準に適合した津波に対して安全な構造、基準水位以上の高さの避難場所と避難経路の確保、津波の発生時に住民に開放されること等

5. 4 民間施設の避難場所等の指定に係る留意点

5. 4. 1 ビル管理者との協定の締結

市町村は、ビルの管理者等とあらかじめ、津波時における緊急の避難場所としての使用に関する協定を締結し、下記の項目等についてあらかじめ確認しておくことが望ましい。

- ① 施設の使用目的
- ② 緊急の避難場所としての使用範囲
- ③ 施設の増改築に係る報告
- ④ 緊急の避難場所として利用する際の通知方法
- ⑤ 緊急の避難場所として利用する際の費用負担
- ⑥ 施設・備品の破損時等の費用負担
- ⑦ 避難時の事故等に係る責任の所在
- ⑧ 緊急の避難場所として利用する際の使用期間、使用終了時の手続き
- ⑨ 協定の有効期間

5. 4. 2 その他の留意点

次の事項等について、ビルの管理者等と協議のうえ、緊急の避難場所としての機能を確保する必要がある。

- ① 夜間に施錠されるビルについては、解錠方法の確認と地域住民への周知
- ② ビル内の避難経路への誘導標識等の設置
- ③ 想定される避難者や避難の期間を考慮した備品等の整備

5. 5 津波避難ビルまでの避難経路の設定に係る留意点

津波避難ビルまでの避難経路は、津波襲来時に迅速かつ安全に避難できるように設定する必要がある。また、災害発生時には、パニックや混乱が生じる可能性があるため、避難経路の表示等についても配慮が必要である。

避難経路の設定に係る主な留意点は以下のとおりである。

- ・ 家屋の倒壊等により避難できないことも考えられることから、避難路、避難経路の幅員はできる限り広く、かつ迂回路等が確保されていること。
- ・ 津波が予測よりも早く到達する場合があること、河川を遡上すること等が考えられることから、海岸沿いや河川沿いの道路を指定・設定することはできる限り避けること。
- ・ 津波が襲来する海側に向かう避難路の設定は避けること。
- ・ 階段や急な坂道等がある場合には、勾配の状況や手すり等が設置されているか確認すること。
- ・ ワークショップやシミュレーション、現地踏査等により、あらかじめ避難経路上の危険個所を確認すること。
- ・ 津波避難ビルまでの避難経路に標識等を設置する場合は、「指定緊急避難場所」の名称が「指定避難所」と似ているため、JIS Z9098（災害種別避難誘導標識システム）の避難場所図記号を活用するなど、避難者等に混乱が生じないように留意すること。



JIS Z9098（災害種別避難誘導標識システム）
の避難場所図記号を使用した標識例

5.6 津波避難ビルに整備すべき備品

津波避難ビルは、災害発生時以外は避難場所以外の用途で使用されているが、指定緊急避難場所として使用される際には、想定される避難者や避難期間等を考慮した備品の整備が必要である。

下記に、津波避難ビルに整備すべき備品の例を記載する。

(1) 非常食や飲料水

指定避難所に移動するまでの期間を想定した量の非常食や飲料水

(2) 救急キット及び感染症対策用品

負傷者の応急処置や簡単な医療対応のための包帯、消毒薬、ばんそうこう、医療用手袋などの救急キットや、マスク、アルコール消毒液等の感染症対策用品

(3) 懐中電灯やラジオ

停電や通信障害が起きた場合に備えた、手回し充電等に対応した懐中電灯やラジオ

(4) 低体温症対策用品

冬季の避難や、要救助者等が低体温症等となった場合に備えた、防寒アルミシートや携帯カイロ、毛布等

(5) 携帯電話充電器

緊急連絡手段の確保のための電池式充電器等

(6) その他

避難行動要支援者の避難に対応した物品等

5.7 その他

津波避難ビルへの迅速な避難や、津波避難ビルから指定避難所への円滑な移動など、災害時の適切な避難行動を可能とするためには、防災訓練や地域の防災マップの作成など、普段から市町村と住民等が一体となった円滑な避難のための避難行動の定着の取組が重要である。

第6章 おわりに

- 本報告書は、県と沿岸 12 市町村が検討会議で議論を重ねた結果をとりまとめたものであり、今後、各沿岸市町村が具体的な減災対策の取組を推進するに当たっての基本的な考え方を示したものである。
- 各沿岸市町村の減災対策の取組が、地域の実情に応じたより実効性の高いものとなるよう、今後、県と沿岸市町村が一体となって、具体的な減災対策の検討や情報共有を行う会議体を新たに設置する予定である。
- 本県は、これまでも、明治三陸大津波、昭和三陸大津波や、チリ地震津波、そして東日本大震災津波など、何度も大きな津波災害に見舞われてきたが、決してくじけず、県民が丸となって、これらの苦難を乗り越えてきた。日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震などの今後発生が危惧される地震・津波に対しても、再び津波による犠牲者を決して出さないという強い決意を県民や沿岸 12 市町村としっかりと共有し、あらゆる主体と連携しながら、「何としても命を守る」ことを主眼とした津波避難対策に全力を挙げて取り組んでいく。
- むすびに、本報告書のとりまとめに当たり、検討会議及び検討部会において、アドバイザーとして専門的見地から数多くの貴重な御助言をいただいた齋藤徳美・岩手大学名誉教授、田村圭子・新潟大学危機管理本部危機管理センター教授に深く感謝の意を表するとともに、オブザーバーとして参加いただいた関係者の皆様に厚く御礼を申し上げる。